

千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会

会 議 録

平成20年度 第1回

議題

- (1) (株)エコネット成田の廃棄物焼却施設設置計画
- (2) (有)柏廃材処理センターの焼却施設改善に係る
経過報告について

平成20年度 第1回 千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

1 日 時

平成20年 7月17日(木) 13:30～16:00

2 場 所

千葉県議会棟4階 第8委員会室

3 出席者

委員会：委員5名

事務局：伊藤環境対策監、井原次長

廃棄物指導課：志村課長、北田副技監、日浦副課長、笹川主幹、阿由葉副主幹、杉澤主任技師、渡辺主任技師、森技師、赤坂技師、米村技師

環境政策課：矢沢室長、三田副主査

環境研究センター：宇野室長

4 議 事

(1) 株エコネット成田の焼却施設設置計画について

(2) 有柏廃材処理センターの焼却施設改善に係る経過報告について

(3) その他

5 資 料

(1) 事務局説明資料(事業者、計画概要、経緯、意見状況等)

資料-1 出席者名簿

資料-2 (株)エコネット成田の焼却施設設置計画について

資料-3 (有)柏廃材処理センターの焼却施設改善に係る経過報告について

資料-4 (有)浅野商事の安定型最終処分場に係る民事訴訟の高裁判決について

(2) 事業者説明資料

資料-2-2 (株)エコネット成田の焼却施設設置許可申請書

資料-2-3 廃棄物処理施設建設に係る生活環境影響調査書

資料-2-4 意見書に対する回答書

資料-2-5 専門委員会のご意見に対する回答書

6 議事質疑等記録

(1) ㈱エコネット成田の焼却施設設置計画について

【事業者説明後】

委員：ご説明いただいたことにつきまして、委員の先生方、質問があれば、願いたいと思います。

委員：一つ教えていただきたいのですが、煙突高が 20 から 40m に高くなっていることで建物ダウンドラフトの影響はほぼなくなっているのかなと考えられるのですが、一つ確認したいのですが建物ダウンドラフトを考慮するときにマニュアルにしたがって風速の設定を 10.5m という風にかなり高い設定になっておりますけどもダウンドラフトを考慮しない場合の予測ではもっと低い風速でも着地濃度に問題がないことの確認はされているでしょうか。

事業者：ダウンドラフト考慮時の風速、これはマニュアルでは 1/2 ということを指示しておりますのでその通りやりました。その他の場合建物影響をいれた場合に低い風速で確認しているかというご質問でしょうか。

委員：建物影響を考慮しない場合で念のため確認する必要があるのではないかということなのですが。

事業者：建物影響を考慮してない場合はいろいろな場合をやっておりまして、本編の 184 ページ、本編 155 ページ、これが短期濃度と一時間値予測表ということで一般条件下それから建物影響という形で二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素に関して確認しております。最悪条件下の判定といたしまして資料編の 62 ページに二酸化硫黄で試算しているのですが、短期濃度予測における気象条件ということで大気安定度 A から C, D まで、それから各風速に関しましての試算を行っております。

委員：この 155 ページの短期濃度の予測というのは大気安定度をどのくらいの時でしたか。

事業者：A でやっております。

委員：わかりました。

委員：今日のご説明いただいた中で周辺の住民の方の意見として運んできた中間処理した後のごみの施設の中での扱い方に、若干弱みがあるのではなかろうかと、というような感じがするのですね。特に荷卸をした時の汚れが飛散して、それがトラックを汚しそのまま出て行くと、そのあたりの確認できた場合に

はトラックスケールのところで対応するというようなことですが、緑地が20%、ある意味だいぶ大きくとっているような気もしないで、できるならばそのあたりですねしっかりした洗浄のヤードを設けてもらえたほうがいいのではなかろうかと。あくまでもトラックスケールというのはトラックスケールですので、そういうような気がするのですが、そのあたりのご検討はされたのでしょうか。

事業者：先ほど説明不足だったかもしれないのですが、計画では基本的に建屋内のプラットフォーム内に洗車設備を用意して、建屋から出る時に汚れていたものを一切落とした状態で場内を走行するという事で考えております。

委員：もう一つが、例えば今日頂いた平成19年10月24日の回答の件に関してのA3版の16ページのこのあたりにはでているのでしょうか。

事業者：今日の16ページのプラントフローシートの中には洗浄設備は記載していませんが、この中段に廃棄物ピットへ投入している車両の絵が描いてあるかと思うのですが、洗う場合はこのこととなります。これは建屋内になっており、この中で車両の洗浄をしてその排水はプラント排水としてその中の水処理施設で処理をして焼却炉へいくというような形で考えております。

委員：この絵にはでてないということですが、どこかにでているのですか。どこに出ていますか。

事業者：絵には記載しておりませんので記載したものを後日提出させていただきます。

委員：16ページのこの図の水まわりのほう、各種プラント排水がこの図の一番左上のところ、排水処理槽に入るようになってはいますが、これとその図の噴射水槽のそのあたりの水量的なものの見解は、きちんと計算をしているのでしょうか。計算式とまではいかないのでしょうか。どこかに記載されているのでしょうか。

事業者：排水発生量のほうは物質収支を計算しまして処理能力を決めております。申請書インデックス9の134ページ、こちらのほうでプロセス上の排水等、面積上で、きまります散水量ということで収支を決めましてそれを処理できる能力を有する排水処理設備を計画しております。

委員：意見書に対する回答の10番目に「炉内の温度が800 を超える・・・」のこれが質問の趣旨と回答の趣旨がなんとなくわかりにくい面があるのですが、多分800 を最低のラインで炉出口の温度800 で運転するのであれば、何かおこりそうな時のアクションをもう少し高めの温度で、例えば炉内が

800 台後半で推移しているときに 850 くらいに下がってきたらなんか対応したほうがいいのではないですかとそんな質問かと思うのですね、それに対して答えのほうに法律のとおりやるのだということとでちょっと質問に対する答えかたがずれているように思うのですが、これに関連して、そもそもあまりぎりぎりの温度でやるというのはこのごみの収支からすると熱量も 4000 キロカロリーくらいあるようですし、熱量が不足するという事もないと思うのですが、これは NO_x をあまり高くしないためにそういう発想で炉出口温度は法律ぎりぎりの 800 で考えているのですか。

それと全体の排ガス処理ということでは活性炭消石灰で、ダイオキシンとか水銀とか医療系廃棄物のため特に気にしているようですが、もろもろの有害物質をガスの中からとにかく取り除いて固形物のほうに、つまりこの施設から残さずとして外部に排出するものへなるべくおしこめていってという古いやり方で、中間処理施設はそうするしかないのしょうけれども、やっかいなものは最終処分場に運んでしまうと、そういう発想があるのだろうとなんとなく推測するのですが、そうするとキレート処理剤なんかです。ね量的な感覚がないのですが、キレート処理剤をかなり多めにつかっているのか、事例によるとキレ - ト処理剤をたくさん加えるために最終処分場で COD が高いというような話もきますのでそうするとやっかいなものを最後の段階に押し付けているように感じがしなくもないのですね。はっきりしない質問かもしれませんが以上の 2 点の質問と今の後半の意見に対するご回答をお願いします。

事業者：塩化水素、硫酸化物の酸性ガスの設定が若干高めではないのかとのご指摘ですが、使用します特号消石灰で等量比 1 . 5 から 2 の運用ですと発生する塩化水素、硫酸化物からこれくらいに収まると選定しております。選定上もっと上げると言うことだと、噴霧量を増やす又は高反応消石灰に換えると除去率が上がりますので。プロセス温度をバグフィルタで 1 8 0 から 1 0 低減することで温度を優先させて除去率を上げる。

バーナーを使い出す温度のご指摘については 800 になってからでは遅いので基準の設定値ではマージンをとって 820 だったら事前に準備しだすとかいうふうに回答させて頂いたほうがよかったと思うので協議させてもらいたい。実際の守るべきものは 800 なのですけども前もって設定することが可能ですので、そのように対応させていただきたいと考えております。キ

レートの方はどれくらいかといいますと、ダスト量に対して 5%ということ
とで一般的なところを考えております。いまのところ我々の持っている炉は
5%でやっております。キレート処理が埋立地に与える環境負荷がとのご指摘
ですが、こちらのほうは飛灰しかキレート処理を行ないませんが、熔融とい
う方法もあるのですが、今回の計画については5%のキレート処理で環境負荷
の低減に寄与していきたいと考えています。

委員：ありがとうございました。800 の確認ですが800 で対応したいというの
はあまり窒素酸化物濃度を高くすることは避けたいという発想があるの
ですか。

事業者：窒素酸化物濃度のほうは実際のところ 800 で燃えたら実績上この炉
のタイプであれば安全側にみております。窒素酸化物濃度のほうは実績炉で
150ppm するのは実際 900 以上ぐらいで燃えているときとなります。800
まで下がると窒素酸化物濃度は 100ppm ぐらいで推移しているもとと考えて
います。800 は窒素酸化物濃度に対して余裕を見ていると思えている。

委員：今回の場合は様々な産業廃棄物が入っていますけれども、廃棄物の処理能
力という意味で、炉出口温度 800 という設定はこれで十分かという考えな
のですか。

事業者：800 を守るべき値として計画していましたので800 で計画しています。
実際はもう少し高いところをねらっていきますので最低限が 800 というと
ころをねらっているという設計をおこなっています。実用上はそれ以上の高
いところ、窒素酸化物濃度については最大限高まっても 150ppm を超えるこ
とのないようにということで 800 の相関はとれておりません。そういう設
定にしております。そういう意味では実用上は800 以上というところで900
前後に建設廃材でしたらなると思っております。達成窒素酸化物濃度は
100ppm を上まわるところで 150ppm は必ずきれるということで考えておりま
す。

委員：多分そういうことであろうと思ったのですが、であれば10番の答え方はな
んとなく法律で最初に決まっているからということややるのだというのは
答え方として不親切なところがあるかなと思いますね。残さについては中間
処理施設の範囲ではなんともいいようがありませんがこれ以上の言及はし
ません。物質収支のほう見ていて特別管理産業廃棄物「廃油B」というのは
何が想定されるのですか。

事業者：申請書のインデックス 4、7 ページ目の表 3 の 1 に取扱い廃棄物名の詳細という形の表をつけさせていただいているのですが、これが特別管理産業廃棄物の品目になっております。この中で廃油という欄があるかと思うのですが特別管理廃棄物につきましては、この右の欄に灯油、軽油及び廃溶剤またはトリクロロエチレン関係ですね、これらを含むことにより有害なものに限るという形で考えております。

委員：ということは有機塩素系の溶剤が対象物になるということですね。

事業者：はい。そういうことになります。

委員：特別管理産業廃棄物、トリクロロエチレン等を処理するときのマニュアルを書いた記憶があって、その時に 800 じゃなくて、まあガイドラインなので義務ではないのでちょっと高めに設定したのではなかったのかなと思っています。この場合全体の中でいうとこういう対象物の場合どう最初判断するのが、わからないのですが、運用上書面には 800 ですが運用上もっと高くなるであろうということではなく、きちんと書面に書いておいたほうがいいのではないのでしょうか。

事業者：ご指摘のトリクロロの分解温度については、確認して燃焼温度を回答させていただきます。

委員：先ほどの物質収支のところでは水の収支はどのページに書いてあるのでしょうか。

事業者：申請書インデックス 9、134 ページの物質収支に、水の使用量、時間 6010 キログラムを記載しております。

委員：私がお伺いしているのは、この 6,010 キログラムの使用量がどういう形でできてきているのかということをも物質収支ですから、記述した形で出させていただきたいなと、ただ単に 6,010 キログラムが、浄水であるいは地下水を汲み上げるというのであったら話はあれですが、汚れが含まれてないものだったらそうでしょうかと、ただ洗浄水とかいろんなものが入ってきているのです。そういうことも含めて記述していただきたいなと。特に洗浄水などはですねそんなに大きな変化はないとは思いますが、きちんと収支が取れているか、ピットの容量が間に合っているかをしっかり示していただきたい。

事業者：後日資料を提出させていただきます。

委員：いろいろ質疑をしていただきまして、どうもありがとうございました。

最初のほうに斉藤先生からのご意見についてお話されたのですが、今日先

生お見えになっていないので書類で事務局に出して下さい。

委員：一番最後に、地下水の分析結果を提示していますが、ここで一般細菌とか大腸菌、これは何か原因がわかっておられますか。

事業者：原因についてははっきりとわかりません。分析をした人達にもちょっと確認をしたのですが5万というのはあまりみないようですから継続的に確認をしたいということで、建設まで期間がありますので再度検査したいと考えています。

委員：感染性廃棄物をやられるものですから、なにかあったとき原因がわかりませんね。あとあと面倒なことになりかねないのでできるかぎり確認をしていただきたいというように思います。

委員：意見もでつくしたようですのでこれで終わりにしたいと思います。

事業者の方は退席願います。

【事業者退席後の審議結果】

洗車設備の場所、塩素系有機溶剤の焼却炉の温度管理、水の収支の記載、感染性廃棄物を扱うことに際しての地下水の一般細菌の原因調査、硝酸亜硝酸（窒素）が高いことから土砂搬入場所の確認などの意見を踏まえ、個別協議で進めることとなった。

（２）(有)柏廃材処理センターの焼却施設改善に係る経過報告について

【事務局説明後】

委員：立ち上げ時に酸性の臭いがするとの話だが、立ち上げ時に集塵設備をバイパスする運転方法になっていたのか。それともバイパスをしていないでこのような状況が起きているのか。

事務局：バイパスするという話は聞いてない。バイパスはしていない認識でいる。

委員：バイパスしていないとすれば、運転のマニュアルはどうなっているのか。十分に空焚きせず、温度が上がりきらないうちにガスが流れ出るとの理解でよいか。

事務局：そのへんの詳しくは事業者に聞いてみないとわからないが、その可能性はあるかもしれない。

委員：そうであれば、運転の仕方を適正化すべきと考える。

投入状況では、改善計画では木くずと廃プラスチック類を2：1としてい

るが廃プラスチック類が実態として多くなっていると書いてあるのか。これについての指導をしていないのか？

事務局：改善計画と違うことについて指摘しているが、結果的に 排ガス濃度が問題ない、成分分析で設計計算上最大許容量である塩素分 1.05%を守れていれば問題ないとの認識をしている。

委員：出てくる排ガスの性状さえよければというのでは、なしくずしになる。

排ガスの性状を優先し、それを受け入れるのでは順番が違うのではないか。投入するものの性状分析をして、しかる後排ガス性状の実態を測定してではないのか。なしくずしにならないようにしたい。立ち上げ時の状況をチェックした方がよい。

委員：排ガスの塩化水素濃度は定量下限値以下なので、塩化物が入っていない廃プラスチック類か、ほとんど入っていないものを焼却したと思われることから、計量証明書作成時の燃やした物の確認をするべきである。12pでは、概ね排出濃度が100ppmで運転とあることから、当初は塩化物が入っていないで燃やしていて、その後に塩化物が入ったものを焼却している可能性があると思われる。このことから、廃棄物中に塩化物が入らないような受入、燃焼管理体制はできているのかを確認すべきである。先の委員の発言に関連するが、立ち上げ時の二次燃焼炉の温度があがっていることを確認の上行っているのか。煙源を5円玉状に絞った結果、排ガスのぬけ方はどのようなになったのか。

事務局：煙突の絞りは、実際には水蒸気がほとんど見えないので、わからないのが実状である。

住民の話と排ガスの水蒸気の見えている写真からは、違いがよくわからない。

水蒸気の排出状況を見た限りでは、影響があるかどうかははっきりしない。

委員：委員の指摘である 炉の温度が上がっているのか。

p19にあるように、不具合後に炉を停止した場合もしくは自然に温度が下がる場合、燃焼バーナーを稼働させていたのか。COが急激に上がるようなことが起こらないようにマニュアルを徹底させることが求められる。計量証明の13p印鑑が薄くて見えないのかもしれないが、印鑑が押されていない計量証明であれば、そのことについて、注意喚起が必要である。

事務局：指摘の件は送ってもらったものをそのままつけており、P 1 8 に正式な計量証明書をつけている。

委員：計量証明では、採取年月日以外の採取時間は記載しないのか。

事務局：個人的経験上、書いてないことが多い。今回は、現地で確認しているので間違いはない。

委員：時間がないといつ測定したのかわからない。場内に廃棄物が野ざらしになっている状況はなくなったということによいか。

事務局：はい。

委員：木材系とプラスチック系との混合比率を2：1とすることは委員会では解している。そのことを実行させることが必要。そうでないとなんのための委員会及びマニュアルなのかが分からなくなる。煙突も検討中とのことであるが、なしくずしにならないようにするべきである。煙突の問題が事業者の対応でクリアできるなら、それを委員会へ提出する様、指導すべきだ。ずるずるするのは良くない。

課長：柏廃材は、行政処分の差し止めの行政裁判を実は起こしており、今訴訟中である。

委員：この委員会は、一つ答えがでたからといってそれを貫く必要はないだろう。事業者が努力して検討し、いい答えができればそれを真摯に受け止め検討し答えを出せばいいだろう。そういう方向で指導をしていただきたい。

委員：改善計画では2：1で燃やしているというが、必ずしも廃棄物の投入方法によっては2：1にならない場合が現実的にある。その場合の適正な燃焼管理が必要である。

委員：フレキシビリティな運転を考えていただく必要がある。

環境を保全するように御指導いただきたい。

これで柏廃材処理センターの議題を終わりにします。

(3) その他

安定型最終処分場の判決事例について

事務局から資料4により、2件の判例について説明が行われた。

事業者の上告が棄却された。今後の対応については環境省などと協議していきたいと考えている。

以上をもって、第1回専門委員会は閉会となった。